

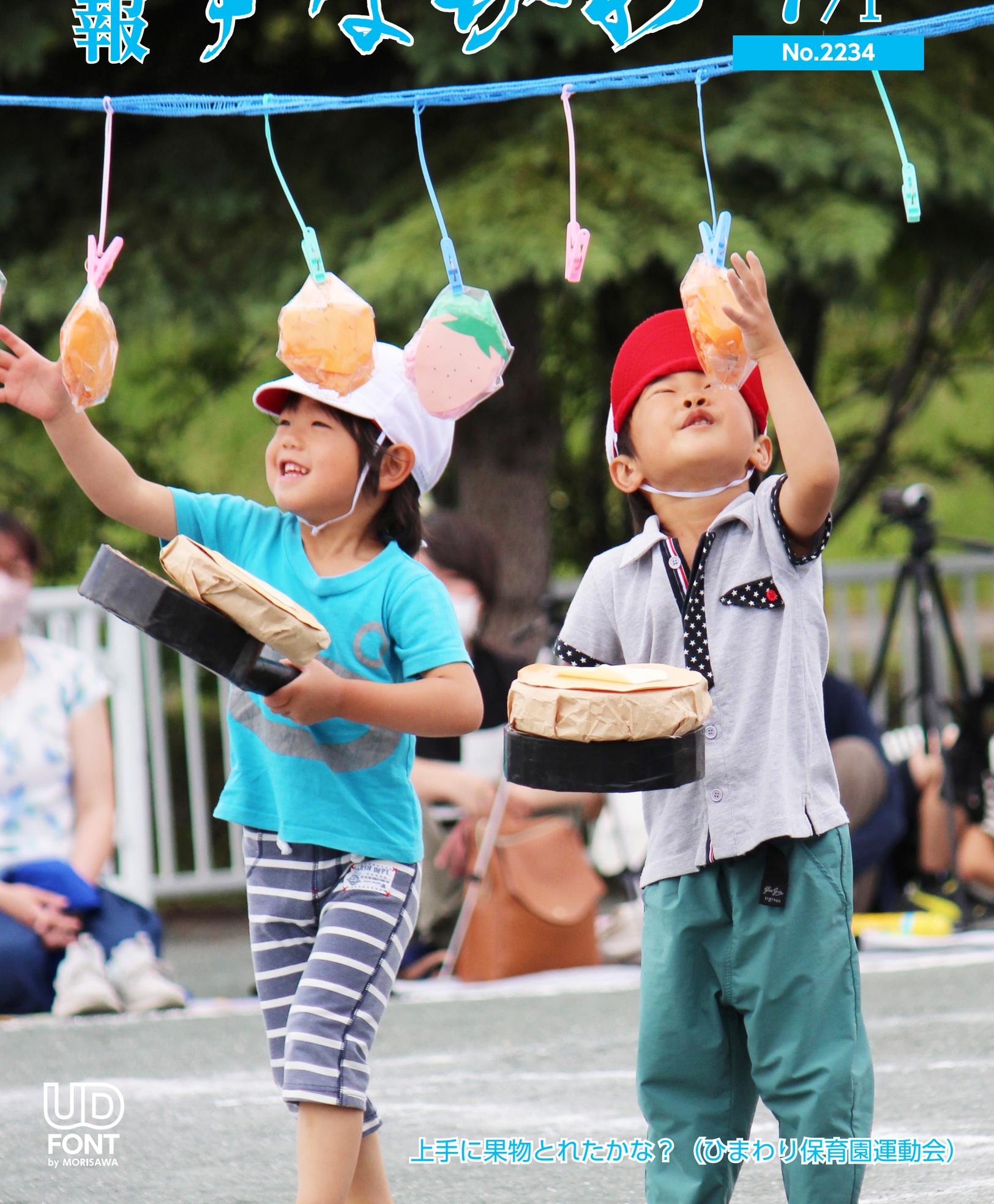
広
報

すな成物

令和4年

7/1

No.2234





第26回参議院議員通常選挙

■投票日 7月10日(日)

■投票時間 7:00～20:00

問選挙管理委員会事務局Tel 74-8794

投票できる方

●住所要件

令和4年3月21日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

●年齢要件

18歳以上(平成16年7月11日以前生まれ)の方

投票の順序・投票用紙の書き方

①選挙区選出議員選挙

候補者の氏名を記入します。

②比例代表選出議員選挙

候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称もしくは略称を記入します。

開票のお知らせ

●と き 7月10日(日) 21:00～(受付20:30～)

●参観人 市の選挙人名簿に登録されている方

※開票速報は市ホームページで公表します。

投票所入場券を郵送しています

届いていない場合は選挙管理委員会へご連絡ください。なお、投票所入場券を紛失した場合でも、投票所の受付係に申し出ると投票できます。棄権することのないようにしましょう！

選挙公報を配布しています

候補者・政党の考え方や政策によく目を通し、国政を任せられる人・政党を選ぶ目安にしましょう。届いていない場合は選挙管理委員会へご連絡ください。

●ところ 地域交流センターゆう 大ホール

●定員 20人

新型コロナウイルス感染症に関する対応

特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は郵便で投票することができます。

●対象

次のいずれかに該当する選挙人で、投票用紙の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留措置の期間が選挙期日の公示の翌日から選挙当日までの期間にかかると思込まれる方

①感染症法、検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方

②検疫法の規定により宿泊施設内に収容されている方

※外出自粛要請期間が終了したあとに投票用紙を請求された方や濃厚接触者は対象になりません。

●投票用紙請求書の提出期限 7月6日(火)まで

※投票用紙の請求手続きや郵便投票の方法は市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

●罰則

特例郵便等投票の手続きにおいては、他人の投票に対する干渉やなりすましなどの詐偽の方法による投票について、公選法上の罰則(投票干渉罪、詐偽投票罪など)が設けられています。

期日前投票が可能です

当日の混雑を緩和するために期日前投票が可能です。詳細は3ページの上段をご覧ください。

投票所での感染症対策

皆さんが安心して投票できるよう、各投票所で新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで選挙を実施します。

●手指用アルコール消毒液を設置します

●使い捨て鉛筆を配布します

●投票記載台のアルコール消毒を定期的に行います

●投票所内の換気を定期的に行います

●投票管理者・投票立会人・投票事務従事者はマスクを着用し、せきエチケット徹底に努めます

選挙人へのお願い

投票や開票の参観にお越しの際はマスクを着用のうえ、せきエチケットを実施し、帰宅後は手洗い・うがいなどの感染対策をお願いします。

投票日に投票できない方は

期日前投票・不在者投票をしましょう！

期日前投票の対象

- ①仕事がある方
 - ②旅行やレジャーなどの用事がある方
 - ③冠婚葬祭の予定がある方
 - ④妊娠などの理由で投票できない方
 - ⑤投票日当日に悪天候が予想される場合
- ※投票日当日に近づくほど混雑する傾向があります。分散投票にご協力ください。

不在者投票の対象

- ②出張などのため市外で投票する方
 - ①選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満18歳に達していない方
 - ②指定施設（市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねんりん館）に入院などを行っている方
- ※②の施設では、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設担当者へお問い合わせください。

期日前投票・不在者投票ができる期間（不在者投票の対象②を除く）

6月23日(木)～7月9日(土) 8:30～20:00
※土・日曜日にも投票できます。

投票所

市役所1階 情報発信コーナー・フリー（交流）スペース
(右図参照)

期日前投票所（市役所1階フロア図）



高齢者・障がいのある方も安心！

投票所のバリアフリー＆各種制度

投票所のバリアフリー

- 車いすの配置
投票所内では付き添いの方に代わり、係員が車いすを押すなどのお手伝いをしますので、お声がけください。
- 座位記載台の配置
車いすに乗ったまま記入できます。
- 点字器・点字用候補者名簿の配置
目の不自由な方は点字で投票できます。
- 老眼鏡の配置
- 仮設スロープの設置（一部の投票所のみ）
- 土足用マットの設置（一部の投票所のみ）
市役所、北・南・東地区コミュニティーセンター、宮川集会所では靴を脱がずにそのまま投票できます。
※土足用マットが設置されない投票所では玄関にイスをご用意しますので、靴の脱ぎ履ぎの際にご利用ください。お手伝いが必要な方は係員にお声がけください。

代理投票

身体の障がいなどで字が書けない方は、投票所の受付係に申し出てください。係員が候補者の氏名・政党名などを代理で投票用紙に記入します。

郵便投票

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票できる不在者投票制度（郵便等投票）があります。事前に選挙管理委員会へ郵便等投票証明書発行の申請が必要です。有効期限が切れている方や新たに手続きする方はお早めに申請してください。

- 請求期限 7月6日(水)まで
 - 対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っていて次の項目に該当する方
- ①身体障害者
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
 - ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方
 - ②戦傷病者
 - ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方
 - ③介護保険法上の要介護者
 - ・要介護状態区分が要介護5の方
- 郵便等投票証明書の有効期限 発行日から7年間
- ※要介護者は、発行日から介護保険被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の申請・更新時期です！

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」は、医療機関を受診した際の医療費の窓口負担や入院時の食事代の自己負担額を減額するために必要なものです。ただし、国民健康保険に加入している世帯で、市道民税課税世帯に属する70歳未満の方の場合は、医療費の自己負担限度額を上回った窓口負担額のみ減額となります。

現在使用している認定証は、7月31日までの有効期限となっています。8月以降に必要な方は、保険係（1階6番窓口）で申請・更新手続きを行ってください。なお、後期高齢者医療制度に加入している方で認定証を申請されたことがあり、令和4年度も対象となる方には7月中旬以降に保険証と併せて郵送しますので手続きは不要となります。**新認定証の色は「水色」です。**現在お持ちの認定証は、有効期限が切れましたら破棄してください。

◆申請・更新時に必要なもの

保険証、マイナンバーカードまたは通知カード（記載情報と現況に相違のないもの）

◆手続きが必要な方（後期高齢者医療保険加入者は今まで一度も申請したことがない方）

区 分		対 象
70歳以上	現役Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 (課税所得380万円以上690万円程度)
	現役Ⅰ	年収約370万円～約770万円 (課税所得145万円以上380万円程度)
	区分Ⅱ	令和4年度市道民税非課税世帯に属する方
	区分Ⅰ	区分Ⅱの世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 ・世帯全員が所得0円(※)で、かつ公的年金収入額80万円以下の方 ※給与所得がある場合は10万円を控除 ・老齢福祉年金を受給されている方
70歳未満		国保加入者全員が対象です。 ただし、世帯主に国税の滞納がある方は、一度、減額前の額でお支払いいただくこととなります。詳しくは保険係（1階6番窓口）へお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証の切り替え

現在ご使用いただいている保険証は7月31日で有効期限が切れるため、7月中に**黄色の新しい保険証**をお送りします。届きましたら現在お持ちの保険証は破棄してください。

○新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。

5ページに記載のとおり、窓口負担割合の見直しに伴い、9月中にすべての被保険者の方の保険証を更新し、交付します（窓口負担割合が変更とならない方も含まれます）。

保険証のこの部分に、窓口負担割合を印字します。



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
0 1 2 3 4 5 6 7	
被 住 所	広域市連合町1丁目
被 保 険 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

固保険係TEL 74-4745

後期高齢者医療制度 窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

●9月30日まで●

区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割

●10月1日から●

区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者など	1割

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

■窓口負担割合の判定

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します。

※令和3年中の所得をもとに8月頃から判定可能となり、9月中に被保険者証を送付します。



- ※1 現役並み所得者とは、課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※2 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。
- ※3 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を差し引いたあとの金額）です。
- ※4 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※5 その他の合計所得金額とは、年金収入以外の事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いたあとの金額です。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

■窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方については窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録している高額療養費の口座へ後日払い戻します（2割負担となる方で高額療養費の口座を登録していない方には、秋頃に申請書を郵送予定）。

苫北海道後期高齢者医療広域連合Tel 011-290-5601 または保険係Tel 74-4745
 窓口負担割合の見直しの背景などに関するご質問は、厚生労働省コールセンターTel 0120-002-719

マイナンバーカードをまだ取得していない 市民の皆さんに耳よりなお知らせです！

今マイナンバーカードを
取得すると！

今年の9月30日までに
申請しないと
もらえないよ！

最大

**20,000円分の
キャッシュレス決済の
ポイントがもらえます！**

- ①カードの新規取得後に**最大5,000ポイント**
(キャッシュレス決済での2万円分のお買い物またはチャージが必要)
- ②健康保険証としての利用申し込み後に**7,500ポイント**
(ポイント付与の手続きは6月30日(木)午後から開始予定)
- ③公金受取口座の登録後に**7,500ポイント**
(ポイント付与の手続きは6月30日(木)午後から開始予定)

ポイント受け取りの
手続きが別に
必要です！

合計最大

20,000ポイント！
(2万円分)

◆マイナンバーカード申請に必要なもの

- ・通知カード（紛失した場合は窓口にお申し出ください。）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの1点。ない場合は健康保険証など氏名・住所または氏名・生年月日の記載があるもの2点。）
- ・顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）

※顔写真は市役所でも無料で撮影できます！

◆マイナポイント受け取りの手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード交付時に設定したパスワード（数字4桁）
- ・希望するクレジットカード（事前登録が必要な場合があります）、電子マネー、QRコード決済など
- ・預貯金口座の情報がわかるもの（金融機関名、支店、口座番号など）

戸籍年金係では、マイナポイント申し込みや設定のお手伝いをしていますので、ご利用ください。
※ご本人の来庁に限ります。

緊急告知！

新規取得の方向けに市役所夜間窓口を開設します！（予約制）

- とき 7月12日(火)、19日(火)、26日(火)
17:15～19:00
(最終予約受付時間18:30)

詳しくは市HPをご確認ください！



※事業などに参加の際は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご家庭で検温をし、必ずマスク着用の上ご参加ください。ご家族も含め発熱や体調不良がみられる場合は参加をご遠慮ください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によつては事業を延期または中止、一部変更とする場合があります。



水洗トイレで快適に

家庭での快適な生活環境に欠かせない水洗トイレですが、公共下水道が整備されていない地区にお住まいの方は、合併処理浄化槽を設置することにより衛生的に家庭の雑排水を処理し、生活環境の向上が図れます。また、公共下水道が整備されている地区にお住まいの方は水洗化に伴う改造資金について市の貸付金制度もありますので、生活環境の向上にご協力をお願いします。水洗化についてご不明な点があればお気軽に下記へお問い合わせください。

☎下水道係Tel 74-8748



新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

市国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった場合に支給される傷病手当金について、令和4年6月30日までとしていた対象期間を同4年9月30日まで延長しました。支給要件や申請方法などの詳細は下記へお問い合わせください。

☎保険係Tel 74-4745



献血にご協力を

7月6日(水)

- ・ソメスサドル砂川ファクトリー 10:00 ~ 11:00
 - ・砂川消防署 12:30 ~ 13:30
 - ・市役所 14:00 ~ 16:00
- ※配車の都合などにより実施場所、日程、時間の変更がある場合があります。

☎社会福祉係Tel 74-8103



7月からの市立病院の内科診療体制

市立病院では、内科医師2人が退職することになり、現状では後任医師の確保が大変困難な状況です。そのため、今まで以上に診察の待ち時間が長くなるなど、患者さんの負担が増すことや内科勤務医の過重労働が懸念されます。

症状が安定している患者さんはできる限り近隣医療機関の受診をお願いします。なお、ほかの医療機関を受診する場合は、紹介状により診察を依頼しますので、担当医にご相談ください。

また、当院に定期的に通院している患者さんについても、かぜなどの軽微な症状の場合は近隣医療機関を受診するようお願いいたします。

☎市立病院地域医療連携室
Tel 54-2131



20歳を迎える方の式典(成人式)世話人募集

令和5年1月8日(日)開催予定の式典の企画・運営を行う世話人を募集しています。

世話人会では、式典やイベントの企画などの準備を行います。一生に一度の式典と一緒に盛り上げてみませんか。

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、式典の対象年齢については、従前のとおり年度中に20歳になる方です。また、式典名称は今後変更を予定しています。

世話会に参加をご希望の方は社会教育係へご連絡ください。

●対象 平成14年4月2日~同15年4月1日生まれの方

※進学・就職などで住所を市外に移している方も参加できます。

●期間 令和4年8月から式典当日まで月1回程度

※式典当日まで世話会への参加者を随時募集しています。

●ところ 公民館

☎社会教育係Tel 74-8379



図書館おたのしみ会・夏 in 公民館

~おはなしとあそびのワンダーランド~

大きな絵本や紙しばいのおはなしを聞いたり、自分で作った輪投げやオリジナル金魚すくいなど、いろいろなゲームで楽しく遊ばませんか?

●とき 7月31日(日) 14:00 ~ 15:00

●ところ 公民館4階 大会議室

●対象 幼児・小学生と保護者

●定員 親子10組

●申込 7月1日(金)から下記へ

☎図書館Tel 52-3819

サマージャンボ 7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ 3,000万円

(1等3千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

●発売期間 7月5日(火)~8月5日(金)

7月5日(火)

2種類同時発売!
各1枚300円



「大人の塗り絵コンクール」作品募集

- 対象 40歳以上の方
 - 描画素材 自由
 - 表彰基準 塗り絵をいかに楽しめたか
 - 表彰 2000点（金賞5点、銀賞10点、銅賞15点、佳作70点、その他特別賞）
 - 応募方法・期間 本コンクール専用「大人の塗り絵」用紙から1種類を選び、8月31日(水)までに応募フォーム（WEB）から応募
- ※応募は1人1点までです。塗り絵用紙の申し込みは下記へお問い合わせください。
- ☎明治安田生命保険（相）旭川支社滝川営業部Tel 24-7354



今年も開催！ 第21回「THE祭」

- とき 7月16日(土) 12:00～19:30、7月17日(日) 10:00～16:00
- ※小雨決行。悪天候時は中止になる場合があります。THE祭公式サイトをご確認ください。
- ところ 砂川オアシスパーク遊水地
 - 入場料 無料
 - 開催内容 よさこい、ダンス、パルクール、水上バイク、吹奏楽や和太鼓などの音楽、さまざまなパフォーマンスが道内外から結集！おいしいキッチンカーやお祭屋台、子ども縁日も登場！ヨットやカヌー乗船コーナー、お菓子まきや子どもたちが参加できるスタンプラリーも開催します！
- ☎IZANAI 北海道・すながわ夷
Tel 22-8080
THE祭公式サイト→



フッ素塗布

- 虫歯予防のため定期的（6か月ごと）にフッ素塗布を受けましょう。
- とき 7月6日(水) 受付9:30～10:00
 - ところ ふれあいセンター
 - 対象 満1歳6か月～6歳
※人数を制限する場合があります。
 - 料金 無料
 - 持ち物 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本
※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います。
 - 申込 7月5日(火)までに下記へ
- ☎ふれあいセンターTel 52-2000



認知症を抱える家族の交流会

- 認知症の介護を経験してきた仲間同士、悩みを受け止めながらアドバイスしあう交流会に参加してみませんか。
- とき 7月25日(月)、8月22日(月) 10:00～12:00
 - ところ ふれあいセンター
- ☎社会福祉協議会Tel 52-2588



スズメバチの巣の撤去

- 市では一般住宅にできたスズメバチの巣の撤去を行っていますが、事業所にできた巣は駆除できません。駆除業者を紹介しますのであらかじめご了承ください。
- ☎環境衛生係Tel 74-4769



後期高齢者健康診査

- すながわ健康ポイント対象事業
- 8月の健診を次のとおり行いますので、ご希望の方は申し込みください。
- とき 8月1日(月)～10日(水)
 - ところ 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院
 - 対象 後期高齢者医療保険加入者
 - 料金 400円
 - 申込 7月1日(金)～11日(月)までに下記へ
- ☎ふれあいセンターTel 52-2000



1歳児パクパクひろば

- とき 7月4日(月) 10:00～11:30（受付9:45まで）
 - ところ ふれあいセンター
 - 対象 令和3年6月生まれ
 - 内容 育児交流会、身体計測、個別相談、歯科相談、栄養相談（試食あり）
 - 持ち物 母子健康手帳・子ども用エプロン・スプーン・おしぼり・歯ブラシ
- ☎ふれあいセンターTel 52-2000



市民健康・栄養相談

- 健康・栄養相談のほか、血圧・血糖値などの測定や健診結果の相談にも応じます。また、乳幼児の計測や発達・栄養・育児などの相談も行っています。
- とき 7月4日(月) 13:00～15:00
 - ところ ふれあいセンター
- ☎ふれあいセンターTel 52-2000

※事業などに参加の際は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご家庭で検温をし、必ずマスク着用の上ご参加ください。ご家族も含め発熱や体調不良がみられる場合は参加をご遠慮ください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によつては事業を延期または中止、一部変更とする場合があります。



**北海道警察官募集
(令和4年度第2回)**

●受験資格

▽A区分

・平成2年4月2日～同17年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く）などを卒業または令和5年3月末日までに卒業見込みの方

※高度専門士の称号を取得または令和5年3月末日までに取得見込みの方を含みます。

▽B区分

・平成2年4月2日～同17年4月1日までに生まれた方で、A区分以外の方

●試験日

・一次 9月18日(日)
・二次 10月下旬～11月上旬

●採用予定人員

・A区分 男性 35人程度
女性 15人程度
・B区分 男性 115人程度
女性 35人程度

●申込 8月19日(金)17:30までに原則インターネットで申し込み（郵送による申し込みは当日消印有効）

※インターネット環境がない場合も含め、詳細は下記へお問い合わせください。

圃滝川警察署TEL 24-0110



自衛官募集

防衛省では、令和4年度の航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生を募集します。

航空学生（海上・航空）

●受験資格

・令和5年4月1日現在で高卒（見込み含む）または高専3年次修了者（見込み含む）の方
・航空自衛隊は18歳以上21歳未満の方、海上自衛隊は18歳以上23歳未満の方

●試験日

・一次 9月19日(祝)
・二次 10月15日(土)～20日(木)のうち指定する1日
・三次
海：11月18日(金)～12月14日(水)
空：11月12日(土)～12月15日(木)

●申込 9月8日(木)までに自衛隊滝川地域事務所へ

一般曹候補生

●受験資格

・令和5年4月1日現在で18歳以上33歳未満の方
※32歳の方は採用予定月の末日現在で33歳に達していない方。

●試験日

・一次 9月15日(木)～17日(土)のうち指定する1日
・二次 10月8日(土)～13日(木)のうち指定する1日

●申込 9月5日(月)までに自衛隊滝川地域事務所へ

自衛官候補生

●受験資格

18歳以上33歳未満の方
※現在32歳の方は生年月日により応募の可否が変わります。詳しくはお問い合わせください。

●試験日 8月26日(金)～28日(日)のうち指定する1日（女子は28日(日)を除く。）

●申込 8月19日(金)までに下記へ圃自衛隊滝川地域事務所
TEL 22-2140



海上保安大学校・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、令和5年4月期採用の学生を募集します。申込方法、試験内容などは海上保安庁ホームページをご覧ください。



←海上保安庁HP

海上保安大学校

●受験資格

・令和4年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方
・令和5年3月までに高校または中等教育学校を卒業する見込みの方 など

●試験日

・一次 10月29日(土)、30日(日)

●申込 次の受付期間中に下記へ

▽インターネット

8月25日(木)～9月5日(月)

▽郵送・持参

8月25日(木)、26日(金)

海上保安学校

●受験資格

・令和4年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない方
・令和5年3月までに高校または中等教育学校を卒業する見込みの方 など

●試験日

一次 9月25日(日)

●申込 次の受付期間中に下記へ

▽インターネット

7月19日(火)～28日(木)

▽郵送・持参

7月19日(火)、20日(水)

圃小樽海上保安部管理課
TEL 0134-27-6118

i 7月17日は
北海道みんなの日

7月17日は、明治2年に北海道の名付け親とされる松浦武四郎が明治政府に「北加伊道」という名称を提案したとされる日です。「北海道みんなの日(愛称:道みんなの日)」は、北海道のこれまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、これからの北海道を考える日として平成29年に制定されました。この日を北海道に愛着や誇りを持ち、より豊かな北海道を築いていくためのきっかけとするとともに、道外から訪れる方、北海道にゆかりのある方に北海道の魅力を発信する機会としましょう。

〒北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
TEL 011-204-5211



北海道みんなの日



公民館教室
「夏休み陶芸教室」

夏休みに陶芸でコーヒーカップや皿、花びんを作ってみよう!!

- とき** 7月26日(火)、8月2日(火)
10:00～12:00(受付9:45～)
 - ところ** 公民館2階 第1実習室
 - 対象** 両日とも参加可能な小学1～6年生
 - 定員** 10人
 - 講師** 火曜会(公民館サークル)
 - 参加料** 1人700円(材料費)
 - 服装・持ち物** 汚れてもよく体温調整しやすい服装、筆記用具、エプロン、ハンドタオル
 - 申込** 7月1日(金)～20日(水)までに下記へ
- ※コーヒーカップ、皿、花びんのうちどれを作りたいか決めたくてで申し込みください。
- 〒公民館TEL 52-2339

歴史発見!すながわ・まちナゾ探偵団

ロールプレイングゲームのように、ゲーム感覚で問題をクリアしながら市の歴史を発見する公民館教室を開催します。市の歴史に詳しい市郷土研究会の方や知る人ぞ知る市のキャラクターも登場予定です。夏休みの楽しい思い出づくりにぜひご参加ください。

- とき** 7月28日(休) 9:30～12:00(受付9:00～)
 - ところ** 公民館1階 第2研修室
 - 対象** 小学生(主に3～6年生)
 - 定員** 10人
 - 参加料** 無料
 - 服装・持ち物** 動きやすい服装(雨の場合はウインドブレーカーまたはかっぱ、長靴)、筆記用具、帽子、汗拭きタオル
 - 申込** 7月1日(金)～20日(水)までに下記へ
- 〒公民館TEL 52-2339

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」および「砂川市子育て支援給付金」を支給します

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への支援策として子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

ひとり親世帯分

●**対象**

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方 →6月末に支給済みです。
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
→給付金を受け取るには**申請が必要**です。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
→給付金を受け取るには**申請が必要**です。

●**給付金額** 対象児童1人につき一律5万円

●**申請手続きなど(対象の②③に該当する方)**

必要な申請書類は市ホームページでダウンロードできるほか、子育て支援係(1階13番窓口)で配付します。その他、申請に必要な添付書類は市ホームページでご確認ください。

ひとり親世帯以外分

●対象

平成 16 年 4 月 2 日～令和 5 年 2 月 28 日までの間に出生した児童（※）で、次の支給要件に該当する方

※特別児童扶養手当の支給対象である障がい児の場合は、平成 14 年 4 月 2 日～令和 5 年 2 月 28 日までの間に出生した児童。

●支給要件

次の「(1) 所得要件」のいずれかに該当し、かつ「(2) 養育要件」のいずれかに該当する方（給付金の支給にあたり、申請の手続きが不要な場合と必要な場合があります。）

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は対象外です。

(1) 所得要件

①令和 4 年度の市町村民税均等割が非課税の方または市町村条例により当該市町村民税が免除された方

②上記①に該当する方以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 4 年 1 月以降の家計が急変し、上記①と同様の事情にあると認められる方

(2) 養育要件

※所得要件の①に該当する場合の申請の有無は下表のとおりです。（所得要件の②に該当する場合はいずれの養育要件でも申請が必要）

ア	令和 4 年 4 月分の児童手当受給者（公務員の方を除く）	不要（7 月支給予定）
イ	令和 4 年 4 月分の児童手当受給者（公務員の方）	必要
ウ	令和 4 年 4 月分の特別児童扶養手当受給者	不要（7 月支給予定）
エ	令和 4 年 5 月～同 5 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方（公務員の方を除く）	不要（随時支給）
オ	令和 4 年 5 月～同 5 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方（公務員の方）	必要
カ	令和 4 年 5 月～同 5 年 3 月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格または額改定の認定を受けた方	不要（随時支給）
キ	上記ア～カのいずれにも該当しない方で、令和 4 年 3 月 31 日時点で平成 16 年 4 月 2 日～同 19 年 4 月 1 日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方、または令和 4 年 4 月 1 日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方 ※主に、高校生（の年齢）のお子さんのみ養育されている方が当てはまります。	必要

●給付金額 対象児童 1 人につき一律 5 万円

●申請手続きなど

・申請が不要な方（上記ア、ウ、エ、カに該当する方）

対象者には支給要件が確認できしだい案内文を発送します。後日、給付金を児童手当または特別児童扶養手当の支給口座に振り込みます。

・申請が必要な方（上記イ、オ、キに該当する方）

必要な申請書類は市ホームページでダウンロードできるほか、子育て支援係（1 階 13 番窓口）で配付します。その他、申請に必要な添付書類などは市ホームページでご確認ください。

さらに！

ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分に該当する世帯には、
市独自の「砂川市子育て支援給付金」を対象児童
1 人につき **5 万円** 上乗せして支給します。

砂川市結婚新生活支援事業

市では、新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるよう、住居費や住宅リフォーム費および引越費用などの一部を補助しています。



● **補助金額** 1世帯当たり上限 30万円

● **対象** 次の条件をすべて満たす世帯

- ・令和4年1月1日～同5年2月28日までの間に婚姻届を提出し、婚姻届が受理された日における年齢が夫婦共に39歳以下であること
- ・対象期間中に、夫婦共に住居費および住宅リフォーム費の対象となる住宅に居住し、市が備える住民基本台帳に記録されていること
- ・前年の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること

※婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職した場合は、申請時に無職の方は所得がないものとみなして夫婦の所得を算出します。

※貸与型奨学金を返済している場合は、所得金額から奨学金の年間返済額を控除します。

- ・過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと
- ・申請時点において、夫婦共に納期限が到来している市税、使用料などの滞納がないこと
- ・他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

● **対象経費**

・ **住居費**

婚姻を機に市内で新たに住宅を購入または賃借する契約に関する費用で、住宅に係る購入費、月額賃借料、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料

※婚姻前から賃借している物件も補助対象となります。

※賃借料および共益費は3か月分が上限となります。

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当相当額を除きます。

・ **住宅リフォーム費**

婚姻を機に市内で住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新の工事費用

・ **引越費用**

婚姻に伴う転入または市内での転居に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った実費

● **申込** 令和5年3月31日(金)までに下記へ

子育て支援係Tel 74-8369

新型コロナウイルス感染症等の影響により世帯主の収入が減少したことなどによる国民健康保険被保険者世帯、後期高齢者医療保険被保険者、介護保険被保険者の保険税（料）の減免について

新型コロナウイルス感染症等の影響により世帯主の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入が昨年中に比べ一定以上減少する見込みや失業・廃業した場合など、国民健康保険被保険者世帯、後期高齢者医療保険被保険者、介護保険被保険者の令和4年度の保険税（料）が減免される場合があります。

また、令和4年4月以降に納期限がある令和3年度（3月末に資格取得したことで納期限が4月以降になった方など）についても該当する場合があります。減免に関する手続きや対象となる方、減免される割合などは7月に市から郵送する「令和4年度税額決定通知書及び保険料決定通知書」に同封するパンフレットや市ホームページをご覧ください。

税市民税係Tel 74-4864

国民年金保険料免除・納付猶予制度について

国民年金に加入している方は、毎月保険料を納めていただく必要がありますが、経済的な理由などにより保険料を納めることが難しい場合などは、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。申請して承認されると保険料の納付が免除（【全額】、【4分の3】、【半額】、【4分の1】の4種類）または猶予されます。

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除または猶予される場合がありますので、失業したことを確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票の写し）をご持参のうえ申請してください。

※学生の方は「学生納付特例制度」、出産の際の免除については「産前産後期間の免除制度」をご利用ください。

●手続きをするメリット

免除や納付猶予の承認を受けた期間は年金の受給資格期間に算入されるほか、けがや病気で障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。手続きをせずに未納となっている場合は受け取れません。



●免除された保険料をあとから納付したいとき

免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が少なくなります。免除や納付猶予になった期間から10年以内であれば保険料をあとから納付（追納）することができ、追納すると受け取る年金額を増やすことができます。追納を希望する場合は年金事務所で申し込みください。



※令和2年5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請が可能となっています。具体的な手続きについては戸籍年金係または年金事務所へお問い合わせください。

●手続きに必要なもの（参考）

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票の写し（離職した方）

問戸籍年金係Tel 74-4457 または年金事務所Tel 52-2144

マイナポータルを利用した 国民年金手続き（電子申請）が始まりました！

令和4年5月11日より、マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金保険料免除・納付猶予、国民年金保険料学生納付特例の電子申請の受け付けが開始されました。日本年金機構ホームページの「個人の方の電子申請（国民年金）」をご覧ください。

問ねんきん加入者ダイヤルTel 0570-003-004（国民年金加入者向け）



個人の方の電子申請（国民年金）
（日本年金機構 HP）

こちらに掲載しきれないイベントやニュースは市ホームページ「すながわ TOPICS」で紹介中！

すながわトピックス

検索

▼はしゃぎ声を響かせながら苗を植えていました



田んぼで泥だらけ！ 初めての田植え体験

6月8日(水)、奥山農園にて、中央小学校の5年生が田植え体験を行いました。植え方を教わって田んぼの中へ入り、最初は意外にも上手に植えていきますが、しだいに足をとられ転んでしまう子もちらほら。泥だらけでも気にせず楽しそうに続け、田んぼを駆け回っていました。子どもたちにとって貴重な経験になったのではないのでしょうか。

▼建設機械を見て真剣に描いていました



上手に描けたかな？ 建設機械を間近に見る貴重な経験

6月17日(金)、豊沼小学校にて、憩岳会の建設機械を展示する写生会が行われました。子どもたちは、普段見ることができない建設機械の前に興味津々な様子でした。実際に運転席に乗ってみたい、大型のタイヤに触れてみたいして終始にぎやかな雰囲気でした。その後、写生会が行われ、構図に苦戦しながらも一生懸命に描いていました。

河川環境を守り続けて

18回目の開催に約80人が参加

6月10日(金)、パンケ歌志内川親水公園にてNPO法人オアシスが主催する植栽活動が行われました。毎年、パンケ歌志内川の河川環境を整備し、市民の憩いの場になるよう続けられています。オアシスの林理事長は「今後も市民の皆さんと河川環境を守り続けていきたい。この事業を知った人や参加した人が活動を引き継いでくれたらうれしい」と未来の展望を話しました。

▼450本のマリーゴールドを植えました



真の平和を願う

今年で61回目

6月17日(金)、市役所にて、「砂川市戦没者・殉職者慰霊式」が行われました。今生きている私たちがつないでいくべき重要な式典です。善岡市長は式辞の中でウクライナ情勢についても触れ、これから先に真の平和が訪れることを強く願いました。また、この不戦・恒久平和を誓う日はこれからも大切にしていき、二度と戦争を起こしてはならないと述べました。

▼戦争中に亡くなられた方への慰霊が行われました





1 (金)	☑無料法律相談 (前日までに予約) 13:00 ~
2 (土)	
3 (日)	
4 (月)	☑1歳児パクパクひろば (R3年6月生) 9:45まで受付 ☑ゆう百歳体操 10:00 ~ ☑市民健康・栄養相談 13:00 ~
5 (火)	☑いきいき広場 (65歳以上) 10:00 ~
6 (水)	☑3歳児健診 (R1年5・6月生) 9:30 ~ ☑フッ素塗布 9:30 ~ 10:00 まで受付 ☑健康教室「ふまねっと運動」 10:00 ~
7 (木)	☑ゆう百歳体操 10:00 ~
8 (金)	
9 (土)	
10 (日)	
11 (月)	
12 (火)	
13 (水)	
14 (木)	
15 (金)	☑いきいき広場 (65歳以上) 10:00 ~
16 (土)	
17 (日)	
18 (祝)	☑ゆう百歳体操 11:00 ~
19 (火)	☑ひだまりカフェ 14:00 ~
20 (水)	☑いきいき広場 (65歳以上) 10:00 ~ ☑健康教室「ふまねっと運動」 10:00 ~
21 (木)	☑ゆう百歳体操 10:00 ~
22 (金)	
23 (土)	☑ゆうシアター「幻の光」10:30 ~、「愛を乞う人」13:30 ~ ☑☆はじめての☆こども人形劇体験会 14:00 ~
24 (日)	☑ゆうシアター「GO」10:30 ~、「ゆるる」13:45 ~
25 (月)	☑いきいき広場 (65歳以上) 10:00 ~ ☑ゆう百歳体操 10:00 ~ ☑認知症を抱える家族の交流会 10:00 ~
26 (火)	
27 (水)	☑乳児健診 (R4年3月生) 12:45 ~受付 ☑乳児健診 (R3年12月生) 13:15 ~受付
28 (木)	☑ゆう百歳体操 10:00 ~ ☑赤ちゃんのおはなしばたけ 11:00 ~
29 (金)	
30 (土)	
31 (日)	

☐市役所 ☑図書館 ☑ふれあいセンター
☑地域交流センターゆう

みまもいんご通信



市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにさまざまなサービスを実施しています。

「高齢者サービス」を紹介するリン!

▶緊急通報装置設置事業

急病・災害などの緊急時に迅速かつ適切な救急救助体制をとり、生活不安の解消と人命の安全を確保するため、在宅の病弱な65歳以上の高齢者または重度心身障害者などの住宅に消防署に直接通じる緊急通報装置を設置します。

●利用者負担 毎月の利用料、通話料、電池交換費など

●申込 下記へ

▶敬老祝金贈呈事業

引き続き1年以上市内に住所があり、年齢が88歳と100歳に達する方に、誕生日にお祝い金を贈呈します。

☎高齢者支援係Tel 74-4452

7月の休日当番医

	一般診療	歯科診療
3 (日)	明円医院 Tel 53-2100	赤平ファミリー歯科クリニック Tel 32-4884 (赤平市東文京町3丁目1番)
10 (日)	市立病院 Tel 54-2131	なかむらファミリー歯科 Tel 26-2282 (滝川市滝の川町東3丁目1147-7)
17 (日)	いとう内科循環器科クリニック Tel 55-3355	いち花歯科クリニック Tel 0124-22-2207 (芦別市本町28番地18)
18 (祝)		木村きよし歯科 Tel 0164-23-3886 (深川市4条14番6号)
24 (日)	市立病院 Tel 54-2131	さとう歯科医院 Tel 53-3710
31 (日)		あむデンタルクリニック歯科口腔外科 Tel 0124-27-7313 (芦別市北4条東1丁目9番5号)
備考	診療は9:00~17:00で、 夜間診療は電話センター Tel 54-2196へ照会を	診療は9:00~12:00

「広報すながわ」に掲載している行事などについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止や延期、一部変更となる場合がありますのでご了承ください。市ホームページなどにて随時情報を更新しています。

家計急変世帯への臨時特別給付金(10万円給付)

申請受付中!

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年3月1日から家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金の申請を受け付けています。

●支給対象

住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、同一の世帯に属する方全員のそれぞれの年収見込額が令和4年度分住民税均等割非課税(相当)水準以下と認められる世帯の世帯主

●申請

令和4年9月30日(金)までに市役所1階13番窓口へ申請書を提出してください。

申請書は申請窓口(1階13番窓口)に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※世帯全員が住民税を課税されている方に扶養されている場合は対象外です。

☎臨時特別給付金事務局 Tel 54-2121

無料アプリ「Catalog Pocket(カタポケ)」で広報を読めます!

カタログポケット
公式ホームページ▶

タップした部分が大きくなるほか、音声読み上げ機能にも対応しています!

市ホームページの広報すながわのページからも「ブラウザ版」を読むことができます。



◆閲覧方法 ※通信料は利用者負担となります。

STEP 1 右記のQRコードを読み取り、「Catalog Pocket (カタポケ)」をインストール

STEP 4 読みたい号と言語を選択し、「〇〇語で読む」をタップ

STEP 2 アプリを開き、iOSの場合は画面下から、Androidの場合は左上のメニューボタンから「検索」をタップ

STEP 5 ページが開いたら画面上部のマークを押し、「ポップアップ」か「読み上げ」を選択

STEP 3 「公開コンテンツ」を選択し、キーワード欄に「広報すながわ」を入力

STEP 6 読みたい部分をタップすると、「ポップアップ」または「読み上げ」されます



☎広報広聴係 Tel 74-8763

市の人口 ★5月末現在★ ※ ()内は前月比

世帯数 8,669世帯 (+4) 人口 16,056人 (+3) 男 7,426人 (+8) 女 8,630人 (-5)

編集後記

▶参議院議員選挙が7月10日に実施されます▶昨年の選挙では某会場で受付係をやりましたが、長時間座りっぱなしで2週間ほど腰痛を引きずった思い出…▶こまめなストレッチ、大事ですね!今年は気を付けよう…📷